

騒音又は振動に係る特定建設作業（印西市環境保全条例）

1. くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業

届出対象

くい打機

ディーゼルパイルハンマ、ドロップハンマ、油圧パイルハンマ、エアハンマ、パイプロハンマ、油圧圧入、ワイヤ圧入、アースオーガ+直打工法（プレボーリング工法、中掘工法）

くい抜機

油圧式、パイルエキストラクタ

くい打くい抜機

圧入式以外

届出対象外

くい打機

もんけん（人力）、アースオーガ+根固め（プレボーリング工法）、オールケーシング工法（ベント工法）、リバースサーキュレーション工法、アースドリル工法

くい打くい抜機

圧入式

2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業

3. さく岩機を使用する作業 ※

届出対象

削孔機（ジャックハンマ等）

届出対象外

コンクリートカッター、ニブラ

4. 空気圧縮機を使用する作業

定格出力が15kw以上のもの（電動式及びさく岩機の動力として使用する作業を除く）

5. コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業

コンクリートプラント：混練容量が0.45m³以上のもの（モルタル製造作業は除く）

アスファルトプラント：混練容量が200kg以上のもの

6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

7. 舗装版破碎機を使用する作業 ※

ハンマを落下させるもの

8. ブレーカーを使用する作業 ※

届出対象

ジャイアントブレーカー

届出対象外

ハンドブレーカー、ピックハンマ、電動チップパー

9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホー、その他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業

10. 振動ローラーを使用する作業

※作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。